

地域指定年度	昭和 44 年度 昭和 44 年度 昭和 46 年度 平成 17 年度
計画策定年度	昭和 45 年度 昭和 45 年度 昭和 47 年度
計画見直し年度	平成 23 年度 平成 30 年度 令和 7 年度

## 観音寺農業振興地域整備計画書

令和 8 年 3 月

香川県観音寺市

# 目 次

序論 地域の振興方向.....	1
1 振興の方向.....	1
2 計画の特色.....	1
第1 農用地利用計画.....	2
1 土地利用区分の方向.....	2
(1) 土地利用の方向.....	2
ア 土地利用の構想.....	2
イ 農用地区域の設定方針.....	4
(2) 農業上の土地利用の方向.....	5
ア 農用地等利用の方針.....	5
イ 用途区分の構想.....	7
ウ 特別な用途区分の構想.....	10
2 農用地利用計画.....	10
第2 農業生産基盤の整備開発計画.....	11
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	11
2 農業生産基盤整備開発計画.....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
4 他事業との関連.....	15
第3 農用地等の保全計画.....	16
1 農用地等の保全の方向.....	16
(1) 農用地等の保全の必要性.....	16
(2) 農用地等の保全の基本的方向.....	16
2 農用地等保全整備計画.....	16
3 農用地等の保全のための活動.....	17
(1) 「多面的機能支払交付金」の取組みの推進.....	17
(2) 「中山間地域等直接支払制度」の取組みの推進.....	17
(3) 荒廃農地の発生防止対策.....	17
(4) 有害鳥獣の駆除対策.....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	18
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	18
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	18
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	21
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	21
(1) 認定農業者等の育成対策.....	21

(2) 農用地の集団化対策.....	21
(3) 農用地の流動化対策.....	21
(4) 農作業の受委託の促進対策.....	21
(5) 農作業の共同化対策.....	21
(6) 農業生産組織の活動促進対策.....	21
(7) 地力の維持増進対策.....	21
(8) 青年の新規就農に向けた拡大対策.....	22
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	22
<b>第5 農業近代化施設の整備計画.....</b>	<b>23</b>
1 農業近代化施設の整備の方向.....	23
(1) 作物別整備の方向.....	23
ア 水稲.....	23
イ 野菜.....	23
ウ 果樹.....	23
エ 畜産.....	23
(2) 地区別整備の方向.....	24
2 農業近代化施設整備計画.....	25
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	25
<b>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....</b>	<b>26</b>
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	26
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	26
3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	26
(1) 多様な担い手の育成.....	26
(2) 意欲ある新規就農者の確保・育成.....	26
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	26
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....</b>	<b>27</b>
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	27
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	27
3 農業従事者就業促進施設.....	27
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	27
<b>第8 生活環境施設の整備計画.....</b>	<b>28</b>
1 生活環境施設の整備の目標.....	28
2 生活環境施設整備計画.....	28
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	28
4 その他の施設の整備にかかる事業と関連.....	28
<b>第9 付 図.....</b>	<b>29</b>
1 土地利用計画図(付図1号).....	29

2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号).....	29
3 農用地等保全整備計画図(付図3号).....	29
<b>別記 農用地利用計画</b> .....	<b>29</b>
(1) 農用地区域.....	29
ア 現況農用地等に係る農用地区域.....	29
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域.....	29
(2) 用途区分.....	29

## 序論 地域の振興方向

### 1 振興の方向

本地域の農業は、温暖少雨の瀬戸内式気候等恵まれた自然条件と立地条件を有効に活用するとともに、1戸当たりの耕地面積が全国平均の半分以下という経営規模の零細性を土地の高度利用と労働集約的経営で補完し、野菜を基幹に、水稲、麦、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営を中心に生産性の向上に努めてきたところであり、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

農業構造については、昭和40年代からの高度経済成長を反映して兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

このため、このような農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本とし、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

### 2 計画の特色

本市は、以前より土地基盤の整備、農業近代化施設の整備を積極的に実施し、農用地区域内の水田のは場整備率は令和2年度末時点で52.7%となっており、県平均38.5%（県土地改良課資料）を大きく上回っているが、近年、農業従事者の減少及び高齢化、兼業化、遊休地の増加及び混住化等が進み、農業を取り巻く環境は大きく変化している。

このような変化に対応するため、農用地の地理的、社会的、経済的条件を考慮しながら優良農地を確保し、本市の実情に即した土地基盤、農道、水路及び近代化施設等の整備を推進し、地域での話し合いを通じて、農業の生産性向上、経営規模の拡大や集落単位の生産組織の育成強化、地域リーダーや後継者等の担い手づくりを積極的に推進するとともに、農地の流動化を一層促進し、活力ある農村社会を創造する。

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

##### (ア) 地域の位置

本市は平成の大合併により、平成 17 年 10 月 11 日に旧観音寺市、旧大野原町及び旧豊浜町が合併し、新「観音寺市」として発足した。

香川県の西南部に位置し、西は瀬戸内海の燧灘を望み、沖合に伊吹島等の島しょを有している。また、南は讃岐山脈の雲辺寺山、金見山等を境に徳島県や愛媛県に接し、高知県にも近く、四国のほぼ中央部に位置している。総面積は 117.83 k m<sup>2</sup>(令和 7 年 7 月 1 日時点)で、県の総面積の 6.3%を占めている。

##### (イ) 自然的条件

地勢は東部から南部にかけては讃岐山脈の雲辺寺山、金見山を経て海岸部に連なる山間部、北部は七宝山等の丘陵地が連なっている。中央部には三豊平野が広がり、そのほぼ東部から西部に向かって財田川、柞田川等の河川が流れ豊かな田園地帯となっており、河口付近には市街地が形成されている。また、三豊平野にはため池が多数点在し、本市の地勢の大きな特色となっている。

気候は瀬戸内式気候に属し、降水量は年間 1,000mm 前後で、梅雨期と台風時に集中し、冬季は、平野部において少なくなる。平均気温は摂氏 16～17 度、最高気温は摂氏 37 度に達し、最低気温は氷点下 4 度にもなるが、1年を通じて温暖で、災害も少なく農業生産に適した条件である。

##### (ウ) 人口及び世帯数等の状況

人口は減少傾向にあり、平成 27 年には 59,409 人であったが、令和 2 年には約 3.3%減少し、57,438 人となっている。人口が減少する一方、世帯数については平成 27 年の 21,984 戸と減少傾向であったが、令和 2 年には 22,947 戸と、増加に転じている。また、農家戸数についても平成 27 年には 3,067 戸であったものが、令和 2 年は 2,341 戸と激減しており、今後も農業者の高齢化や後継者不足により、農家戸数は更に減少するものと予想される。

##### (エ) 土地利用の現状と動向

本市の農業振興地域の範囲は、市全域から都市計画法の用途地域及び臨港地区並びに港湾法の港湾区域及び港湾隣接地域並びに規模の大きな森林の区域等を除いた区域であり、その面積は 9,207 ha である。

土地利用の現状は、総面積 9,207 ha の内、農用地 2,741ha、農業用施設用地 27 ha、森林原野 3,252 ha、宅地・工場用地・その他が 3,187 ha となっている。

また、土地利用の動向については、都市化、混住化の波が押し寄せる中、宅地転用等を目的として農用地区域内農地が年平均 12.33 ha(平成 29 年度から令和 6 年度までの 8 年間平均)ずつ減少しており、今後も農地面積は漸減する一方、住宅面積等は徐々に増加するものと見込まれる。

(オ) 土地利用及び農用地等の確保についての基本的な考え方

上記のように土地利用の動向は、農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでおり、当面はこの状況が続くものと考えられる。

また、人口減少抑制のために、雇用の確保が最重要課題となっており、第1次産業や既存企業への支援の強化等による地域産業の活性化に加え、工業用地の整備や企業誘致の推進も重要となっている。さらに、今後30年以内の南海トラフ大地震の発生確率は60～90%程度以上とされており、防災・減災対策も急務となっている。

一方、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、自然環境の保全、水源涵養、良好な景観の形成等の多面的な重要な機能を保有していることから、こうした機能を十分に発揮させるため、その確保・保全に努める必要がある。

そこで、優良農地の積極的な確保・保全に努めつつ、本市農業の健全な発展と限られた土地資源の合理的な利用を図るため、農業的土地利用と都市的土地利用の調和のとれた計画的な土地利用を推進することを土地利用についての基本的な考え方とする。

また、農業振興地域制度の適切な運用を通じて、農業と農業以外との土地利用調整を図るとともに、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進や食料の安定的な供給のために必要な優良農地の確保に努めることを農用地等の確保についての基本的な考え方とする。

このため、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の施行地等の優良な農地については、原則として転用を認めない農用地区域に設定するとともに、編入要件を満たす農地の積極的な農用地区域への編入や農用地区域からの除外の抑制、また、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の活用等による荒廃農地の発生抑制、更には遊休農地の所有者等に対する農業委員会の指導・勧告の措置等の遊休農地の再生の取組みを通じて、優良な農地の確保とその有効利用を図るものとする。

なお、農業振興地域の現況と今後概ね10年間を見通した目標は次表のとおりである。

単位:ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和6年)	2,741	29.8	27	0.3	3,252	35.3	1,125	12.2	2,062	22.4	9,207	100
目標 (令和16年)	2,717	29.5	29	0.3	3,264	35.5	1,159	12.6	2,038	22.1	9,207	100
増減	△24		2		12		34		△24		0	

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 2,741ha のうち、次の a～c 該当する農用地で、d に掲げる農用地以外の農用地 2,374ha について農用地区域を設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の団地規模がある農用地

#### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)で、以下に示す事業種目の施行に係る区域内にある土地

(a) 農業用排水施設の新設又は変更(いわゆる不可避受益を除く。)

(b) 区画整理

(c) 農用地の造成(昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)

(d) 埋立て

(e) 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

#### c a及びb以外の土地で、地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

具体的には、優良農地の保全や一体的整備等の観点から確保することが必要なものとして、以下のものを農用地区域に含める。

(a) 団地規模が 10ha 未満であるが、概ね 1ha 以上の団地規模があり、機械化等による営農が可能な条件を備えている土地又は将来においてこのような条件を備えると見込まれる土地

(b) 土地改良事業等(単独県費・市補助を含む)を実施することが予定されている土地

(c) 単独県費・市補助土地改良事業が現に実施中及び完了した区域内的の土地

(d) 中山間地域等直接支払制度及び農地・水保全管理支払交付金の対象地

#### d 上記 a～c に該当する土地であっても、次に掲げる土地については農用地区域には含めない。

(a) 市街化が進行し、農業振興が図れないと認められる土地

・集落介在農地

集落区域内(連続集合して存在する住宅、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域)に介在し、農用地として確保する価値のない団地規模が概ね 1ha 未満の農用地 0.0ha

(c) 農用地等以外の用途に供することについて具体的な転用事業計画がある土地

・土地所有者等から農用地区域に含めない旨の要望等があったもので、法令に規定する除外要件を満たし、転用計画が具体化している農用地 0.0ha

(d) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる土地

・近代化に適さない農用地

標高、日照、傾斜等の自然的条件からみて農業生産条件が不利な土地であって、基

盤整備等による条件の改善を図ることが困難と認められる農用地 0.0ha

(e) 復元困難な農用地

現況が森林・原野化している等、農地の荒廃が著しく、復元するための物理的な条件整備が困難であり、今後農用地として利用する見込みがなく、かつ隣接する農用地の集団性に支障を及ぼすおそれのない農用地 38.2ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するもので、当該農用地の保全又は利用上必要な土地改良施設の用に供される土地については農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するもので、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の団地規模の農業用施設用地については農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等については農用地区域を設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農用地区域内の土地の利用状況は、総面積2,451haのうち、田が2,002ha、畑が115ha、農業用施設用地が27haとなっている。

これまで、本市の農業は、恵まれた自然条件等を活用し、野菜を基幹に、米、麦、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営を中心として発展してきた。

しかしながら、近年の農業従事者の減少や高齢化の進展により、担い手不足は深刻化しており、遊休農地等の増加と合わせ、土地利用率は低下する傾向にある。

今後は、農業生産の目標を達成するため、土地条件や経営条件を考慮しつつ、地域での話し合いを活性化させ、意欲ある担い手への農地の利用集積・集約化を進めるとともに、需要に応える農畜産物づくりを推進し、農用地区域内の土地の高度利用及び有効利用を積極的に推進する。

なお、農用地区域内の土地の現況と将来構想は次表のとおりである。

単位:ha

区分 地区名			農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
			現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
北部地域	観音寺	A	3	3	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	3	3	0	-
	高室	B	153	144	△9	-	-	-	-	-	-	1	1	0	154	145	△9	-
	常磐	C	130	121	△9	-	-	-	-	-	-	2	2	0	132	123	△9	-
	柞田	D	261	248	△13	-	-	-	-	-	-	4	5	1	265	253	△12	-
東部地域	木之郷	E	59	56	△3	-	-	-	-	-	-	3	4	1	62	60	△2	-
	豊田	F	224	222	△2	-	-	-	-	-	-	6	7	1	230	229	△1	-
	粟井	G	151	154	3	-	-	-	-	-	-	5	6	1	156	160	4	-
	一ノ谷	H	139	131	△8	-	-	-	-	-	-	0	0	0	139	131	△8	-
中南部地域	五郷	I	122	119	△3	-	-	-	-	-	-	0	0	0	122	119	△3	-
	萩原	J	136	129	△7	-	-	-	-	-	-	1	1	0	137	130	△7	-
	大野原	K	490	471	△19	-	-	-	-	-	-	3	5	2	493	476	△17	-
	紀伊	L	188	172	△16	-	-	-	-	-	-	1	1	0	189	173	△16	-
西部地域	和田浜	M	34	34	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	34	34	0	-
	姫浜	N	10	7	△3	-	-	-	-	-	-	0	0	0	10	7	△3	-
	和田	O	226	215	△11	-	-	-	-	-	-	2	2	0	228	217	△11	-
	箕浦	P	47	46	△1	-	-	-	-	-	-	0	0	0	47	46	△1	-
合計			2,374	2,272	△101							27	34	6	2,401	2,306	△95	

※ラウンドの関係で合計が合わない場合がある。

## イ 用途区分の構想

### (ア) 北部地域 < 観音寺地区(A)、高室地区(B)、常磐地区(C)、柞田地区(D) >

#### a 観音寺地区(A)

本地区は、北部地域の中央に位置している。ほとんどが平坦地で、海岸部の砂丘地帯に畑が広がっており、セルリーやトマト等の施設野菜が栽培されている。

かんがい排水施設等の整備が比較的進んでおり、引き続き、施設園芸地帯としての利用を促進する。

#### b 高室地区(B)

本地区は、北部地域の北部に位置しており、北側ないし東側は山並みが連なっており、三豊市と接している。

平坦地及び山間丘陵地帯からなっており、平坦地には水田や海岸砂丘地帯の畑があり、水田においては、水稻を主体としてイチゴやきゅうり等の施設野菜の栽培が行われ、海岸砂丘地帯の畑では、ニンジンが主に栽培されている。

また、山間丘陵地帯においては、急傾斜地の山腹に畑が広がり、みかん等の果樹の栽培が行われている。

平坦地については、水田の汎用化により、水稻・野菜の複合経営を推進し、農地の高度利用を促進する。

また、山間丘陵地帯については、園内道の整備等により生産性の向上を図り、引き続き果樹地帯としての利用を促進する。

#### c 常磐地区(C)

本地区は、北部地域の東部に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻を主体として、レタス、ブロッコリー等の野菜の栽培が行われている。

一部のほ場では、四国横断自動車道関連事業等の実施により、基盤整備も進んでいる。

今後は、水田の汎用化と機械化による営農を推進し、水田の高度利用を促進する。

#### d 柞田地区(D)

本地区は北部地域の南部に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻を主体として、レタス、ブロッコリー、スイートコーン、たまねぎやイチゴ等の野菜の栽培が行われている。戦時中の飛行場跡の開拓地のほか、一部のほ場で基盤整備が完了している。

今後は、水田の汎用化と機械化による営農を進めるとともに、水稻・野菜・施設園芸の複合経営を推進し、農地の高度利用を促進する。

### (イ) 東部地区 < 木之郷地区(E)、豊田地区(F)、栗井地区(G)、一ノ谷地区(H) >

#### a 木之郷地区(E)

本地区は東部地区の南西部に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻、レタス等の栽培が行われている。

戦時中の飛行場跡の開拓地のほか、四国横断自動車道関連事業により、多くの水田が基盤整備されている。

今後、機械化による営農を進めるとともに、水稻・野菜・花卉の複合経営を推進し、水田の高度利用を促進する。

#### b 豊田地区(F)

本地区は東部地区の中央部に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻を主体として、レタスやブロッコリー等の野菜の栽培が行われている。

多くの水田が県営ほ場整備事業及び団体営ほ場整備事業等の実施により基盤整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、機械化による営農を進めるとともに、米麦を基幹とした複合経営を推進し、農地の高度利用を促進する。

#### c 粟井地区(G)

本地区は東部地域の南東部に位置しており、東南側は山並みが連なっており、三豊市と接している。

平坦地及び山間部からなっており、平坦地及び山間谷間においては、水田が広がり、水稻、レタスやブロッコリー、スイートコーン、たまねぎ等の野菜の栽培が行われている。

一部の水田では、ほ場整備が実施され、土地利用の高度化の条件が整っている。

今後は、未整備地区においても、基盤整備を推進するとともに、米麦を基幹とした複合経営を推進し、水田の高度利用を促進する。

#### d 一ノ谷地区(H)

本地区は東部地域の北部に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻を主体として、レタスやブロッコリー等の野菜の栽培が行われている。

比較的多くの水田が土地改良総合整備事業や四国横断自動車道関連事業の実施により基盤整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、機械化による営農を進めるとともに、米麦を基幹とした複合経営を推進し、農地の高度利用を促進する。

### (ウ) 中南部地域< 五郷地区(I)、萩原地区(J)、大野原地区(K)、紀伊地区(L)>

#### a 五郷地区(I)

本地区は中南部地域の南部に位置し、南側は徳島県三好市に接している。ほとんどが山間地帯であり、山間谷間の水田と急傾斜の山腹に位置する畑地帯からなっている。

山間谷間の水田においては、水稻を主体としてキュウリやイチゴの施設野菜の栽培が行われ、急傾斜の山腹に位置する畑地帯では、みかんを中心とした果樹が栽培されている。

一部の水田では、ほ場整備が実施されているが、山間棚田においては、ほ場整備は困難であるため、今後は、棚田の保全対策に努め、水田の高度利用を促進する。

また、傾斜地の畑については、園内道の整備等により生産性の向上を図り、引き続き、果樹地帯としての利用を促進する。

#### b 萩原地区(J)

本地区は中南部地域の中央部に位置している。平坦地及びなだらかな丘陵地からなっており、平坦地には、水田が広がり、水稻を主体として、レタス、たまねぎ、青ねぎ等の野菜の栽培のほか菊等の花卉も栽培されている。なだらかな丘陵地にはみかんを主とした果樹が栽培されている。

平坦地については、水田の汎用化により、水稻・野菜・花卉の複合経営を推進し、水田の高度利用を促進する。

また、なだらかな丘陵地帯については、園内道の整備等により生産性の向上を図り、引き続き果樹地帯としての利用を促進する。

c 大野原地区(K)

本地区は、中南部地域の北西部に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻を主体として、レタス、たまねぎ、青ねぎ、ブロッコリー等の野菜の栽培が盛んな地区である。

地区内の水田の多くが県営ほ場整備事業や土地改良総合整備事業等により整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、機械化による営農を進めるとともに、水稻・野菜の複合経営を推進し、水田の高度利用を促進する。

d 紀伊地区(L)

本地区は中南部地域の東部に位置している。平坦地及びなだらかな丘陵地からなっており、平坦地には、水田が広がり、水稻を主体として、レタスやナス等の施設野菜の栽培が行われ、なだらかな丘陵地では、畑地が広がり、みかんを主とした果樹が栽培されている。

地区内の多くの水田が県営ほ場整備事業等により整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、平坦地については、機械化による営農を進めるとともに、水稻・野菜・施設園芸の複合経営を推進し、水田の高度利用を促進する。

また、なだらかな丘陵地帯については、園内道の整備等により生産性の向上を図り、引き続き果樹地帯としての利用を促進する。

(エ) 西部地域 < 和田浜地区(M)、姫浜地区(N)、和田地区(O)、箕浦地区(P) >

a 和田浜地区(M)

本地区は西部地域の中央に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻を主体として、レタスの栽培が盛んで、イチゴの施設園芸にも取り組んでいる。

地区内の多くの水田が県営ほ場整備事業等により基盤整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、水稻・野菜・施設園芸の複合経営を推進し、水田の高度利用を促進する。

b 姫浜地区(N)

本地区は西部地域の北部に位置している。ほとんどが平坦地の水田で、水稻、レタスの栽培が行われている。

今後は、施設園芸の振興を図りながら、引き続き水田としての利用を促進する。

c 和田地区(O)

本地区は西部地域の東南部に位置している。平坦地及び山間丘陵地からなっており、平坦地には、水田が広がり、水稻を主体としてレタス、たまねぎ、青ねぎ等の野菜の栽培が行われている。また、山間丘陵地では、山腹に畑地が広がり、梨を主とした果樹が栽培され、地域の特性を活かした産地が形成されている。

地区内の多くの水田が県営ほ場整備事業や土地改良総合整備事業等により基盤整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、平坦地については、水稻・野菜・施設園芸の複合経営を推進し、水田の高度利用を促進する。

また、山間丘陵地において、地域の特性を活かした果樹栽培の振興を図りながら、引き続き、果樹地帯としての利用を促進する。

#### d 箕浦地区(P)

本地区は西部地域の西南部に位置し、南側は愛媛県四国中央市に接している。山間地及びなだらかな丘陵地帯からなっており、山間地の急傾斜の山腹には畑地が広がり、みかん等の果樹が栽培されている。また、なだらかな丘陵地帯には、水田が広がり、水稲、レタスの栽培やきゅうり、トマト等の施設園芸が行われている。

地区内の多くの水田が県営ほ場整備事業等により整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、山間畑地については、新しい品目の導入等による果樹栽培の振興を図りながら、引き続き、果樹地帯としての利用を促進する。

また、なだらかな丘陵地帯については、水稲・野菜・施設園芸の複合経営を推進し、農地の高度利用を促進する。

#### ウ 特別な用途区分の構想

特別な用途区分の構想はない。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備は、本地域の農業振興を図るため、認定農業者等の地域農業の担い手の確保・育成や高性能な機械の導入等による農業生産の近代化とともに、必要不可欠なものである。

このため、本地域においても、平坦部の水田においては、各種補助事業の活用により、ほ場整備を中心とした基盤整備事業を積極的に推進してきたところである。

これにより、本地域の水田のほ場整備率は、県平均を大きく上回るものとなっている。

今後は、小区画のほ場において、地域の実情に応じた用排水条件の整備や農道整備を一体的に図ることで、大型機械の導入や適正な水管理のもと田畑輪換が可能なほ場を形成し、水田の汎用化を積極的に推進するものとする。また、区画整理は行われているものの、整備後相当の年数が経過しているものについては、用排水路施設等の老朽化に伴う再整備を推進するものとする。

他方、畑地帯においても、畑かん施設整備事業を中心とした基盤整備事業により体系的整備が進められている。

今後は、生産性の向上や流通の合理化を図るための農道網の整備を計画的に進めていくものとする。また、老朽化に伴いその機能が低下してきている既存施設については、本来の機能が適切に発揮できるよう機動的な更新・整備を推進するものとする。

(ア) 北部地域 < 観音寺地区(A)、高室地区(B)、常磐地区(C)、柞田地区(D) >

a 観音寺地区(A)

本地区は、砂質の畑地帯から構成されており、各種補助事業により、既にかんがい排水施設等の整備が進んでいる。

今後は、既存施設の老朽化対策を展開し、施設園芸地としての利用を促進する。

b 高室地区(B)

本地区は、山間丘陵地帯と平坦地から構成されており、山間丘陵地帯は果樹地帯として、また、平坦地については、水田としての利用がなされている。

今後、樹園地については、農作業の効率化と作物別の集団化を図るため農道網の整備を推進する。

また、平坦地の水田については、用排水路と農道を一体的に整備し、田畑複合経営の確立を図る。

c 常磐地区(C)

本地区は、平坦地の水田地帯であり、香川用水事業による支線水路整備が行われ、既に水利条件の整備が相当程度進められている。

また、四国横断自動車道関連事業等の実施により、一定程度のほ場整備が完了している。

今後は、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

d 柞田地区(D)

本地区は、平坦地の水田地帯であり、戦時中の飛行場跡の開拓地のほか、一定程度の水田のほ場整備が完了している。

今後は、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

(イ) 東部地区 < 木之郷地区(E)、豊田地区(F)、粟井地区(G)、一ノ谷地区(H) >

a 木之郷地区(E)

本地区は、ほとんどが平坦地の水田で、戦時中の飛行場跡の開拓地のほか、四国横断自動車道関連事業等により、地区内の水田のほとんどが整備され、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

b 豊田地区(F)

本地区は、平坦地の水田地帯であり、多くの水田が県営ほ場整備事業や四国横断自動車道関連事業によりほ場整備を実施済みである。

今後は、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

c 粟井地区(G)

本地区は平坦地及び山間谷間の水田から構成されており、水田のうち、一部はほ場整備を実施しており、農地の有効利用が図られている。

今後、未整備地区においては、用排水路や農道等の基盤整備を推進し、水田の有効利用を図る。

d 一ノ谷地区(H)

本地区は、ほとんどが平坦地の水田であり、財田川水系及び一ノ谷池水系に属する平坦部の農用地については、四国横断自動車道関連事業等の実施により相当程度のほ場整備が実施されている。

今後は、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

(ウ) 中南部地域 < 五郷地区(I)、萩原地区(J)、大野原地区(K)、紀伊地区(L) >

a 五郷地区(I)

本地区は、ほとんどが山間地帯であり、地区内の平坦地の水田の一部ではほ場整備が実施されているが、大半の地域は耕地条件が悪く、また、傾斜度の強い農地が点在しているため、土地基盤の整備は遅れている。

このため、今後においても、土地基盤整備の困難性は高いが、農業生産活動が持続的に行われるよう農道網の整備や用排水路の再整備を推進する。

b 萩原地区(J)

本地区は、平坦地及びなだらかな丘陵地で構成されており、平坦地については、水田として、また、なだらかな丘陵地は果樹地帯としての利用がなされている。

平坦地の一部の水田では、ほ場整備が行われており、今後は、未整備地を中心に用排水路と農道を一体的に整備し、田畑複合経営の確立を図る。

また、樹園地については、農作業の効率化と作物別の集団化を図るため農道網の整備を

推進する。

c 大野原地区(K)

本地区は、平坦地の水田地帯であり、地区内の水田のほとんどが県営ほ場整備事業や土地改良総合整備事業等により整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

d 紀伊地区(L)

本地区は、平坦地及びなだらかな丘陵地で構成されており、平坦地については、水田として、また、なだらかな丘陵地は果樹地帯としての利用がなされている。

平坦地のほとんどの水田が県営ほ場整備事業等により整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、平坦地においては、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

また、樹園地については、農作業の効率化と作物別の集団化を図るため農道網の整備を推進する。

(エ) 西部地域 < 和田浜地区(M)、姫浜地区(N)、和田地区(O)、箕浦地区(P) >

a 和田浜地区(M)

本地区は、ほとんどが平坦地の水田地帯であり、地区内のほとんどの水田が県営ほ場整備事業等により整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。

今後は、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

b 姫浜地区(N)

本地区は、ほとんどが平坦地の水田地帯であり、水稻・野菜の複合経営がなされている。

今後は、用排水路と農道を一体的に整備し、田畑複合経営の確立を図る。

c 和田地区(O)

本地区は、平坦地及びなだらかな丘陵地で構成されており、平坦地については、水田として、また、なだらかな丘陵地は果樹地帯としての利用がなされている。

平坦地の水田のほとんどが、県営ほ場整備事業や土地改良総合整備事業等により、ほ場整備が実施されている。

また、山間丘陵地帯の果樹地帯では、その多くが畑地かんがい排水等を主体とした基盤整備がなされている。

今後、平坦部においては、事業実施後相当の年数を経過した水田について、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

また、果樹地帯については、既存施設の老朽化対策を展開し、本来の機能が適切に発揮されるよう機動的な更新・整備を推進する。

d 箕浦地区(P)

本地区は山間地及びゆるやかな丘陵地帯から構成されており、山間地については果樹地帯として、また、ゆるやかな丘陵地帯については、田畑の複合利用がなされている。

山間地の果樹地帯では、その多くが畑地かんがい排水等を主体とした基盤整備がなされて

おり、また、ゆるやかな丘陵地帯のうち、多くの水田が県営ほ場整備事業等により基盤整備がなされている。

今後、山間地果樹地帯については、既存施設の老朽化対策を展開し、本来の機能が適切に発揮されるよう機動的な更新・整備を推進する。

また、ゆるやかな丘陵地帯のうち、事業実施後相当の年数を経過した水田については、用排水路等の改修を推進し、水田の有効利用及び水田農業の確立を図る。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
区画整理	区画整理 8.1ha	K	7.6	①	団・農地耕作条件改善事業 (安井)
区画整理	区画整理 6.5ha	K	6.5	②	団・農地耕作条件改善事業 (安井二期)
区画整理	区画整理 4.7ha	K	5.0	③	団・農地耕作条件改善事業 (安井三期)
用水改良	取水設備改修 1ヵ所 用水路改修 26km 操作設備等改修 1式	全域	22, 107	—	機構営香川用水次期事業

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業生産基盤の整備開発計画を推進する。

### 4 他事業との関連

特になし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

##### (1) 農用地等の保全の必要性

農業従事者の減少や高齢化の進行等に伴い農地の荒廃化が進む中、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、かつ、いったん荒廃するとその再生に非常な困難を伴うことから、将来にわたって良好な状態で維持・保全する必要がある。

また、農地の確保と有効利用は、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、水源の涵養等、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能の十分な発揮を図る上でも重要である。

##### (2) 農用地等の保全の基本的方向

平坦地域においては、用排水路改修や農道整備等の基盤整備事業を推進し、農作業の効率化と生産性の向上を図るとともに、多面的機能支払制度等の活用や地域計画に基づく担い手等への農地の利用集積の促進や農地の有効利用に繋げ、農用地等を良好な状態で保全する。

地理的条件や高齢化・過疎化の進行により農業後継者不足が深刻な中山間地域においては、上記に加え、中山間地域等直接支払制度等の活用により、新たな荒廃農地の発生を抑制し、持続的な農業生産活動を確保することで、農用地等の保全に努めるものとする。

また、近年の局地的な豪雨による災害の多発等を踏まえ、ため池整備等の農地防災事業を計画的に進め、農用地等における災害発生の未然防止に努めるとともに、猟友会等と連携し、有害鳥獣による農作物等への被害の抑制に取り組む。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農地防災	ため池 1 箇所	G	1.0	①	団・(防) 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (藤ノ谷池)
農地防災	その他 ため池廃止 1 式	B	0.0	②	団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち ため池の保全・避難対策 (観音寺)
農地防災	堤防工 300m 水門 1 式	D	133.0	③	県・(交) 大規模海岸保全施設改良事業 (三豊干拓 2 期)
農地防災	ため池 1 箇所	P	2.5	④	県・(防) 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (弦池)
農地防災	ため池 1 箇所	O	14.0	⑤	県・(防) 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (丸山池)

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 「多面的機能支払交付金」の取組みの推進

農地・農業用水等の地域資源は、従来から農業者を中心とした共同管理によって守られてきたが、近年の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、こうした地域資源を守る力が失われつつある。

このため、農家と地域住民が共に参加し、地域ぐるみで農地・農業用水等の質的向上や保全管理を行う多面的機能支払交付金の取組みを推進する。

#### (2) 「中山間地域等直接支払制度」の取組みの推進

農業の生産条件が不利な中山間地域等においては、急速な高齢化の進行や担い手減少、荒廃農地の増加等による多面的機能の低下が危惧されている。

このため、生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払制度を推進することで農業生産活動の継続を促し、荒廃農地の発生抑制に向けた活動等を支援する。

#### (3) 荒廃農地の発生防止対策

農業委員会等の関係機関と連携を図りながら、農地中間管理事業等を活用し、担い手に対して農地の集積がより加速されるよう推進し、農地の有効利用を図る。また、併せて、荒廃農地の発生防止や解消に向けた農地パトロールや啓発活動等に取り組む。

#### (4) 有害鳥獣の駆除対策

猟友会等と連携し、有害鳥獣の捕獲を奨励するとともに、農作物を守る目的で購入する電気柵等の設置を推進する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林整備計画等との整合性を保ちながら、農用地等の保全の取組みを推進する。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、恵まれた自然条件及び立地条件を活用し、野菜を基幹に、米、麦、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営を中心に生産性の向上に努め、発展してきた。

しかしながら、本市においても、全国的に見られるように、農業従事者の減少や高齢化が進行しており、現状は、高齢者に依存する農業生産構造となっている。

こうした状況の中、本市の農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する必要がある。

このため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目標を明らかにしながら、効率的かつ安定的な農業経営の育成を積極的に推進するものとする。

具体的な農業経営の目標としては、本市及びその周辺地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね380万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間)の水準を実現できるものとし、これらの経営体为本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

この目標を実現するための農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

#### [個別経営体]

No.	経営類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)	労働力	農業所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)
1	水稲+麦+作業 受託 【稲作・麦類作(複 合経営)】	2.5	水稲(中生) 250 麦(小麦) 250 作業受託 1,200 耕起・代かき・田植え 1,200 収穫・乾燥・調製 1,200	基幹1名 補助1名	397	1,751 (1,887)
2	水稲+葉ネギ+レ タス 【露地野菜】	3.0	水稲(早生) 150 水稲(中生) 100 葉ネギ 40 レタス(年内どり) 100 レタス(年明どり) 130 レタス(春どり) 70	基幹1名 補助1名	660	4,004 (6,836)
3	水稲+葉ネギ+レ タス+タマネギ	2.5	水稲(早生) 150 水稲(中生) 50 葉ネギ 20 レタス(年内どり) 60 レタス(年明どり) 90 レタス(春どり) 30 タマネギ 50	基幹1名 補助1名	519	3,629 (4,784)
4	水稲+アスパラガ ス+ブロッコリー 【露地野菜・施設 野菜(複合経営)】	2.2 (施設面 積0.2)	水稲(早生) 100 水稲(中生) 100 アスパラガス(施設) 20 ブロッコリー 120	基幹1名 補助1名	414	3,017 (3,217)

No.	経営類型	経営規模 (ha)	経営概要(a)	労働力	農業所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)
5	イチゴ 【施設野菜】	0.3 (施設面積 0.3)	イチゴ(養液) 30	基幹1名 補助2名	644	3,756 (6,408)
6	ミニトマト 【施設野菜】	0.2 (施設面積 0.2)	ミニトマト(養液) 20	基幹1名 補助2名	470	3,770 (7,106)
7	水稻+レタス+ナシ	3.0	水稻(早生) 90 レタス(年内どり) 90 レタス(年明どり) 120 レタス(春どり) 70 ナシ 50	基幹1名 補助1名	602	3,467 (6,795)
8	みかん+中晩柑+ビワ 【果樹類】	2.3	露地みかん「ゆら早生」 50 露地みかん「小原紅早生」 100 露地みかん「青島温州」 50 露地中晩柑「不知火」 20 びわ「茂木」・「田中」 10	基幹1名 補助1名	427	2,858 (5,216)
9	輪ギク 【花き・花木】	0.3 (施設面積 0.3)	秋ギク「神馬2号」 60 夏秋ギク「精の一世」 30	基幹1名 補助1名	461	3,026 (3,484)
10	酪農 【酪農】	3.0	経産牛 60頭 初妊牛 4頭 ほ育、育成牛 16頭 飼料(イタリアンライグラス) 300 稲 WCS、稲わら収集面積 200	基幹1名 補助1名	531	4,080 (5,221)
11	肥育牛① (黒毛和種去勢肥育) 【肉用牛】	2.0	肥育牛 120頭 飼料(イタリアンライグラス) 300 稲 WCS 100 稲わら収集面積 250	基幹1名 補助1名	861	2,945 (2,982)
12	肥育牛② (交雑種去勢肥育) 【肉用牛】	—	肥育牛 200頭	基幹1名 補助1名	1,011	4,055 (4,457)
13	養豚 【養豚】	—	繁殖豚(種雌豚) 100頭 種雄豚 8頭 肥育豚(常時飼養頭数) 1,100頭	基幹1名 補助1名	475	3,722 (3,729)
14	採卵鶏 【養鶏】	—	採卵鶏 (常時飼養羽数) 40,000羽	基幹1名 補助1名	769	4,080 (5,840)

[組織経営体(集落営農 担い手中心)]

No.	経営 類型	経営 規模 (ha)	経営概要(a)	労働力	農業 所得 (万円)	労働時間 (時間/年) (雇用含)
15	水稲+麦 【稲作・麦類作 (複合経営)】	15.0	水稲(早生) 200 水稲(中生) 800 麦(小麦) 700 麦(はだか麦) 700	基幹 1 名 補助 4 名	706	2,636 基幹 1 名 (1,281) 補助 4 名 (1,353)
16	水稲+作業受託 【稲作】	1.5	水稲(中生) 150 作業受託 耕起・代かき・田植え 1,500 収穫・乾燥・調製 1,500	補助 5 名	449	1,876 補助 5 名 (1,876)
17	水稲+麦+ ブロッコリー 【稲作・麦類作、 露地野菜(複合 経営)】	12.0	水稲(早生) 200 水稲(中生) 800 麦(小麦) 700 ブロッコリー 110	補助 9 名	692	3,364 補助 9 名 (3,364)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の保全、また、中核的な担い手育成の観点からも、農地の流動化を図り、利用集積による効率的かつ総合的な土地利用の促進を図る必要がある。

このため、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農地中間管理事業等の積極的な活用により農地の面的な利用集積や農作業受委託の促進に努め、幅広い形での農地の流動化を図る。

また、高齢化・兼業化に伴い農地の受け手が不足している現状を踏まえ、認定農業者の育成や農地中間管理機構との連携、人と農地の問題の解決のための地域での話し合い活動を支援することで集落営農の組織化・法人化を促進し、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積を図る。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

農業経営改善計画に基づいた経営・技術支援を通じて認定農業者等の経営改善を支援するとともに、法人化を推進することで、地域農業の核となる担い手の育成を図る。

(2) 農用地の集団化対策

土地の地理的条件等を十分配慮し、所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による幅広い農用地の流動化を推進し、農用地の団地化に努める。

(3) 農用地の流動化対策

農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等を積極的に活用し、農業委員や農地利用最適化推進委員等による活動を強化する中で、兼業農家や未利用農地の所有者と協議を進め、農地の貸し手と借り手に関わる情報を一元的に把握するとともに、両者を効率的に結びつけ、担い手への農用地の利用集積を推進する。

(4) 農作業の受委託の促進対策

利用権の設定等と併せ、農作業の受委託を促進することで、担い手農家の実質的な経営規模の拡大を図り、経営の安定化と生産性の向上を図る。

(5) 農作業の共同化対策

農業経営の安定化を図るため、農業機械・施設の共同利用を推進し、労力の省力化や経費の削減を促進する。

(6) 農業生産組織の活動促進対策

地域農業を将来にわたって維持的に発展させるため、集落営農の組織化や法人化に向けた地域での話し合いや合意形成の取り組みを支援する。

(7) 地力の維持増進対策

消費者の「安全・安心」な農産物に対する意識の高まりや環境保全の観点を踏まえ、安全性の高い高品質な農産物を生産するため、地力の維持・増進に関する知識や技術の普及を図るとともに、耕畜連携による資源循環型農業を推進する。

また、土壌診断に基づく土壌改良資材の投入等による適切な土づくりを展開する。

(8) 青年の新規就農に向けた拡大対策

新規就農者が地域の担い手として育成・定着できるよう、関係機関と連携し、就農相談への対応、技術や知識、経営管理能力等の習得支援を行う。また、青年等就農計画の作成支援、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金等、新規就農関連事業の活用を推進する。

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

本市の森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を推進する。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

農業従事者の減少や高齢化が進行する中、生産性の高い農業を推進するためには、農業生産基盤の整備や認定農業者等の担い手の育成と合わせ、高性能な農業機械の導入等により、労働力の省力化や低コスト化、さらには生産物の高付加価値化を図っていく必要がある。

また、人工知能や情報通信技術、ロボット技術等の活用による生産性の飛躍的向上や作業強度の軽減等のイノベーションを推進するため、新技術を普及させるための支援や環境づくりを推進することも求められる。

このため、生産から加工・流通・販売のすべての過程における構造改革に向け、農業近代化施設の整備を図ることとする。

以下に主要な作物別の整備の方向を示す。

#### (1) 作物別整備の方向

##### ア 水稲

水稲は、本市農業の基幹的作物のひとつであり、今後も実需者・消費者ニーズに対応した高品質・良食味米の生産拡大を図っていく必要がある。

このため、消費者に売れる米づくりを推進し、良質米の安定生産に努めるとともに、作業受委託や大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の施設の効率的な利用を促進することにより、生産性の高い米づくりの振興を図る。

##### イ 野菜

本市の野菜は、恵まれた自然条件の下、施設の普及や水田転作の定着化等により、生産の周年化・多様化が進み、大都市への供給基地として発展してきた。しかしながら、近年、生産者の高齢化の進行等による離農や労働力不足から、生産量は減少傾向にある。

このため、農協等を中心とした農産物の選果選別や箱詰め作業の支援体制を充実させるとともに、定植機や収穫機等の農作業の省力化のための機械の積極的な導入により、労働力を軽減し、高齢化に対応した産地の維持と生産量の拡大を図る。

##### ウ 果樹

本市の果樹は、傾斜地畑作地帯を中心に、みかんや梨等の果実が生産されてきたが、近年、生産者の高齢化等により、栽培面積は減少傾向にあるなか、卸売価格は上昇傾向にある。このため、消費者ニーズに対応した優良品種への転換により、個性化商品の生産や品質向上に努めるとともに、光センサーを利用した非破壊方式の選果機の機能強化を図ることで、高品質の出荷を保証し、果樹の産地形成を図る。

##### エ 畜産

本市の畜産は、恵まれた自然環境の下、土地利用面積は狭小ながら、畜産農家のたゆまざる努力と優れた技術により、本市農業の基幹部門として発展してきた。しかしながら、近年、生産者の高齢化や後継者不足、また、環境面では、家畜排せつ物法に対応した適正な管理の実践等様々な問題が顕在化しており、飼養頭数が年々減少することに伴い、生産量も減少傾向にある。

このため、飼養衛生管理基準を遵守したうえで家畜改良等の推進による生産性の向上と6次産業への取組みによる経営体質の強化を図るとともに、飼養環境改善のための施設整備を推進し、併せて家畜排せつ物の利用を促進し自給飼料基盤に立脚した循環型畜産の振興を図る。

## (2) 地区別整備の方向

### (ア) 北部地域 < 観音寺地区、高室地区、常磐地区、柞田地区 >

本地域においては、平坦部では、米を中心にレタス、たまねぎ等の野菜やセルリーやイチゴ等の施設野菜が生産されており、一部の傾斜地ではみかんを中心とした果樹の生産が行われている。

今後は、既存の集出荷施設等の効率的な利用を促進するとともに、意欲ある担い手農家等には、集約的な土地利用による付加価値の高い農業を確立するため、導入作目に合わせた機械施設の整備を推進する。

### (イ) 東部地域 < 木之郷地区、豊田地区、栗井地区、一ノ谷地区 >

本地域においては、米麦を中心にレタス、ブロッコリー等の野菜が生産されている。また、ほ場整備等、農業生産基盤の整備が比較的進んでいる地域である。

今後は、農地の利用集積を促進し、規模拡大農家を育成するとともに、大型機械の導入により生産性の向上と農業所得の拡大を図る。

また、野菜等の導入作物に合わせた機械施設の整備を推進する。

### (ウ) 中南部地域 < 五郷地区、萩原地区、大野原地区、紀伊地区 >

本地域においては、平坦部では、米を中心にレタス、たまねぎ、青ねぎ等の野菜や花卉の複合経営が行われており、山間・丘陵地帯では、みかんを中心とした柑橘類の生産が行われている。また、ほ場整備等、農業生産基盤の整備が比較的進んでいる地域である。

今後は、本市農業の中心的役割を担う地域として、農業生産基盤の整備に加え、農地の利用集積を促進し、規模拡大農家を育成するとともに、大型機械の導入により生産性の向上と農業所得の拡大を図る。

また、樹園地においては、既存の集出荷施設等の効率的な利用を促進するとともに優良品種への転換等により、品質の向上に努め、果樹の産地形成を図る。

### (エ) 西部地域 < 和田浜地区、姫浜地区、和田地区、箕浦地区 >

本地域においては、平坦部では、米を中心にレタス、たまねぎ等の野菜やイチゴ、トマト等の施設野菜の複合経営がなされており、山間・丘陵地帯では、梨を中心とした果樹の生産が行われている。

今後は、既存の集出荷施設等の効率的な利用を促進するとともに、意欲ある担い手農家等には、集約的な土地利用による付加価値の高い農業を確立するため、導入作目に合わせた機械施設の整備を推進する。

また、樹園地においては、既存の集出荷施設等の効率的な利用を促進するとともに優良品種への転換等により、品質の向上に努め、果樹の産地形成を図る。

## 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の山村振興計画や森林整備計画との整合性を保ちながら、近代化施設の整備を推進する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、農業従事者の減少・高齢化や兼業化の進行により、農業労働力が質的・量的に低下し、遊休農地等の増加や農産物供給力の低下を防止することが課題となっている。こうしたことから、将来にわたり持続的な農業生産を確保するとともに、農業生産の基礎的な資源である農地を良好な状態で維持管理していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を確立することが重要であり、認定農業者等の意欲と能力のある担い手を確保・育成することが重要となっている。

こうした農業経営を担うべき人材の確保・育成のため、農業者の農業技術や経営管理能力の向上、さらには、新たに就農しようとする者に対する農業技術や経営管理手法の修得等、農業経営の高度化や就農促進に資する施設の整備について検討を進める。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

#### (1) 多様な担い手の育成

地域農業をけん引する担い手として、認定農業者等の意欲的な経営体の経営改善を積極的に支援するとともに、集落営農組織の育成・法人化や兼業農家等の多様な農業人材の育成を推進する。

また、家族経営協定の締結等による女性農業者の経営参画を推進するとともに、高齢農業者が知識や技術を活かしながら活躍できる環境の整備を通じて、地域における多様な担い手の育成を進める。

#### (2) 意欲ある新規就農者の確保・育成

関係機関との連携のもと、学卒就農者をはじめ、企業退職者、UIJ ターン者等の多様な就農ルートに応じた就農相談会や就農情報提供体制等を確立し、就農希望者への相談活動の充実を図る。

また、制度資金の貸付や農業資源の有効活用推進による初期負担軽減や農業改良普及センター等による就農後の濃密指導等、就農相談から定着に向けた総合的な支援を実施・推進する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の山村振興計画や森林整備計画との整合性を保ちながら、必要な施設の整備を検討する。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、農家(販売農家)のうち、農業外所得が主である副業農家が約66%を占めており、また、その大半が農業以外の仕事に恒常的に勤務する状況となっている。(2020 農林業センサス)

このため、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素となっている。

今後は、農業従事者の就業意向の把握や雇用情報の充実等に努めるとともに、営農組織の法人化の促進等により、農林業及びその関連産業における就業の場の創出を図り、安定的な就業機会の確保に努める。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市においては、農村地域工業等導入促進法(現・農村産業法)に基づいた企業誘致を実施しており、多くの兼業農家の安定した職場となっている。今後は、引き続き、企業誘致の推進を図るとともに、農業の6次産業化の推進等、商工業と連携した施策を進めることによって、農業従事者の安定的な就業機会を創出し、雇用の拡大・安定化を図る。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の山村振興計画や森林整備計画との整合性を保ちながら、安定的な就業機会の確保に努める。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村地域は、農業生産活動の場であると同時に、地域住民の生活の場であり、そこで展開される地域活動を通じて、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、美しい景観や伝統文化の保持等の多面的機能を有している。

しかしながら、近年、農業従事者をはじめとする地域住民の高齢化の進行、価値観の多様化や混住化の進行等により地域住民の相互扶助意識が希薄化しており、生産活動や伝統的な文化活動等様々な活動が低迷し、農業・農村の有する多面的機能が低下することが懸念される。

こうした中、豊かで住みよい農村地域を形成するためには、農業生産基盤の整備と併せて、農村の持つ豊かな自然環境との調和を図りながら、農業者や地域住民の合意と連携のもと農村の生活環境の改善を促進する必要がある。

本市においては、基盤整備事業、農業構造改善事業、農村総合整備モデル事業等の実施により、集落道、農村公園、コミュニティー施設等の整備はほぼ完了しているが、住民の価値観の変化・多様化等を考慮すると、必ずしも満足な機能が発揮されているとはいえない。

このため、集落の現状を十分認識し、地域住民の意向を踏まえた上で、文化的生活を営むことができる環境づくりを進め、住民の安住化を推進するための施設の整備について検討を進める。

また、農村社会のもつ伝統・文化等を大切にし、農業後継者や地域住民が一体となって、農業を基盤とする魅力あるまちづくりを実現できるよう啓発活動にも努めるとともに、体験農園や里山歩き、農村での暮らし体験等を通して、市民はもとより都市在住者や移住希望者等が農業や地元農産品に親しめるよう、グリーンツーリズム等交流促進の機会づくりを進める。

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の山村振興計画や森林整備計画との整合性を保ちながら、必要な施設の整備を検討する。

### 4 その他の施設の整備にかかる事業と関連

該当なし

## 第9 付 図

### 別 添

- 1 土地利用計画図(付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図(付図3号)

### 別記 農用地利用計画

#### (1) 農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域  
別記のとおり
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域  
該当なし

#### (2) 用途区分

- 別記のとおり